

令和7年度「地域居場所・サロンづくり支援事業」募集要領

東淀川区社会福祉協議会

1 助成対象

東淀川区内で活動している、または申請事業を実施するために令和7年度中に団体設立もしくは事業実施が可能な団体・グループ（法人の場合は非営利団体に限る）

2 助成対象事業

（1）地域住民が集える居場所・サロンづくりの設置・運営に関わるものとする。

- ・地域でのこどもの居場所づくり（学習支援や食の支援等）
- ・地域での男性主体のサロンづくり（おやじカフェ・趣味を活かしたサロン活動等）
- ・その他、本会会長が認める居場所・サロンづくり

（2）次に掲げるものは対象としない

- ・行政からの補助を受けている事業
- ・営利を目的とする事業

3 助成対象経費

居場所の設置、運営に要する経費のうち、次の各号の掲げるものを対象とする。

- （1）居場所の設置・運営に際し、必要な備品や消耗品等の購入に要する経費
- （2）会場の使用にかかる賃借料、広報・通信等にかかる経費

※居場所の運営にかかる人件費、その他事業実施に直接関係のない経費や自らの責任において負担すべき経費、本会会長が助成対象経費として適当でないと認める経費については、助成の対象外とする。

4 助成額

1 団体当たり 5 万円を上限とし、必要経費のうち 10% 以上は自己負担とする。

5 申請方法

所定の申請書（様式1）に必要事項を記入し、添付書類を添えて東淀川区社会福祉協議会事務局あてに申し込む。

6 申請受付期間

令和7年6月1日～令和8年1月31日

※但し、経費については、令和7年4月1日より適用の対象とする

7 問合せ先

東淀川区社会福祉協議会事務局（地域支援担当）

〒533-0022 大阪市東淀川区菅原4-4-37

TEL 06-6370-1630 / fax 06-6370-7330